参考資料１

R8 第２回小委員会(7/9)での主な論点と意見対応表

１.主な論点

（1）文京区景観計画見直し（素案）について
（2）文京区屋外広告物景観ガイドライン見直し（素案）について

２.主な意見

議題（1）（2）の主な意見について整理した。

（1）文京区景観計画見直し（素案）について

❶太陽光パネルの基準

・P.52 の太陽光パネルの基準について、パネルそのものの言及に読めてしまうので、**取り付ける架台がキラキラ**だったりすることがあるので、**架台も含めた方が良い**のではないか。
・文京区の**太陽光パネルの高さを低くする**という表現について、陸屋根であれば気にするところではないので、**削除でも良い**のではないか。

❷緑の基準

・P.53 の一般基準の外構のところの 3 番と 4 番に樹種選定の話と植栽基盤の話が一緒になっていて、4 番に樹木の選定の話が出てくるので、**植栽基盤と樹種選定の話は整理した方が良い**のではないか。
・5 番の樹木の保全保存というところで、「地域の歴史や文化を伝える既存樹木の保存・移植」となっているので、私たちの対象樹木にはそんな歴史や文化はないとばっさり切られてしまう可能性あるので、この前にかかっている言葉を後ろの方に持っていき、**残していこうというのを伝えた方が良い**のではないか。

❸下町風情あるまち基準

・P.70 の下町風情あるまち基準の高さ・規模の**「小規模」「大規模」の表現**について、具体的な建築物の**用途や大きさは定義**されているのか。

❹色彩基準の例外

・P.113 の色彩の例外規定に**「景観づくり審議会等の意見を聴取」**が必要となると、**ハードルの高さが逆にバリアになってしまう**のではないか。積極的に推奨できるように表現を見直してはどうか。

❺公共建築物等の景観配慮事項

・P.117 の公共建築物等について、**シンボル性のあるデザイン**を景観計画において求めるのは

慎重にすべき**ではないか。

・公共建築物等の景観配慮事項の順番について、**「周辺に歴史の趣が～」や追加した赤で書かれた２つを上位**にして、接道の緑化は下にしてはどうか。

・公共建築物は**区として先導的にやっていく**ことや、**歴史・文化の建物に対する尊重や継続**について触れても良いのではないか。

❻公園等の景観配慮事項

・P.118 の公園等について、**外周からとか周辺の道路から歩きながら見えている景観を大事**にして計画整備を考えることを追加できないか。

❼公共施設の夜間景観

・P.118 の公共施設の公園のところで、**防犯というか安全安心を確保した上で温かみのある色温度の照明を使う**ことを書いても良いのではないか。

・防犯灯の LED の輝度が高く気になっている。**道路照明や防犯灯など公共施設側**についても踏み込めないか。

・色温度を低くすると防犯性に心配の声が上がるというのは理解できるので、**「防犯性を意識した上で」**などの記載が必要ではないか。

❽３章の構成等

・P.49 のフロー図を頼りに設計者は自分が守るべきこと、大事にすべきことを考えていくと思うので、**分かりやすく細かいとこに入っていけるような構成**になると良いのではないか。

・フロー図は矢印が多くて直感的に理解しにくい。**地区限定基準は、特別な地区なので、基本方針と関係させなくても良い**のではないか。

・対象のエリアを調べて、基準を見に行った時、「坂道基準」などの場所が分かりにくいので、**目立つように**できないか。

（2）文京区屋外広告物景観ガイドライン見直し（素案）について

❾紙面デザイン

・資料のデザインがもう少し余白もうまく使いながら文字も**見やすいレイアウト**にできないか（特に P.6～8）。内容はよくできているが、**情報量を整理してビジュアル的にも写真とか図表を大きくしてもいいのでは**ないか。

・予算かけてやらないとできない話なので、それは引き続き考えて**デジタルの中でアップデートするのが良いのではないか**。

❿ガイドラインの狙い

・今回**ビルオーナーの皆様へ**ということで追加いただいたのは**すごくよい**。

・ガイドラインの書き方として文京区側から書くというよりは、出す側（事業者側）からの視点で書いた時に、**「良いデザインの方が訴求力高まり、良好な街並みを作っていく」というメ**

リットが伝わるような書き方にしてはどうか。

・以前は、広告物は目立てばよいと言われてきたが、それが地域に馴染んでいい感じで、お客さんが行きたくなる、入りたくなるという心情とは一致しないことが国交省の資料でも明文化されている。**文京区にふさわしく目立って**ください、そして**お客さんを呼び込んで**くださいっていう**メッセージが伝わると良い**のではないか。

⓫特徴的な地区

・「特徴的な地区」というのは「文京区らしい」と同義なので、**「特に配慮すべき地区」などに名称を変えた方が良い**のではないか。また、幹線道路や神田川（骨格）もいれるべきではないか。

⓬対象となる屋外広告物の種類

・P.2 に種類別の広告の分かりやすい例が載っている。頭ではこれは種類を表現しているものだと理解するが、パッと見てこれぐらいたくさん広告物を出してもいいような印象を受ける。**街の中に広告物があるような表現の方が誤解されにくい**のではないか。

・**デジタルサイネージ**は場所ではなくて表現なので同じような色で書いてあると少し紛らわしいので、**色を他のものと変えて表現**した方が分かりやすのではないか。

⓭ミクロからマクロの図

・P.3 の**下の図が分かりにくい**。

・基本方針とガイドラインの狙いの内容が重複する部分もあるので、基本方針はなくてもよいのではないか。

⓮景観配慮事項の表現

・種類別配慮事項で「スカイラインを乱さない」や「窓面・壁面を隠さない」など**否定的な表現**になっているので、例えば「スカイラインを活かす」や「壁面・窓面を活かす」など**建築自体の良さを引き出すようなポジティブな見え方**となるよう工夫した方が良いのではないか。

⓯パブリック・アート

・P.7 は仮囲いだけではなく、建物のファサードなども含めてもう少し広くアートの対象物を捉えても良いのではないか。

⓰日本の伝統色

・P.9 の「日本の伝統色など参考にする」とあるが、伝統色は後付けの流行色的な側面もあるファジーなものなので、「日本の伝統色なども参考にする」程度で良いのではないか。

３.令和８年度第２回景観づくり審議会小委員会の主なご意見に対する対応

項目		意見	対応（案）
1	文京区景観計画の見直しについて	**●太陽光パネルの基準** P.52 の太陽光パネルの基準について、パネルそのものの言及に読めてしまうので、取り付ける架台がキラキラだったりすることがあるので、架台も含めた方が良いのではないか。	○太陽光パネルの基準に取付架台について追加する。
2		**●緑の基準** P.53 の一般基準の外構のところの 3 番と 4 番に樹種選定の話と植栽基盤の話が一緒になっていて、4 番に樹木の選定の話が出てくるので、植栽基盤と樹種選定の話は整理した方が良いのではないか。 5 番の樹木の保全保存というところで、「地域の歴史や文化を伝える既存樹木の保存・移植」となっているので、私たちの対象樹木にはそんな歴史や文化はないとばっさり切られてしまう可能性あるので、この前にかかっている言葉を後ろの方に持っていき、残していこうというのを伝えた方が良いのではないか。	○3、4 番の樹種選定と植栽基盤について整理する。 ○5 番の文章の前後を入れ替え、整理する。
3		**●下町風情あるまち基準** P.70 の下町風情あるまち基準の高さ・規模の「小規模」「大規模」の表現について、具体的な建築物の用途や大きさは定義されているのか。	○用途や大きさの定義はないが、複数の土地を統合して開発する場合を想定している。なお、表現は「周辺と比べて規模の大きな」に変更する。
4		**●色彩基準の例外** P.113 の色彩の例外規定に「景観づくり審議会等の意見を聴取」が必要となると、ハードルの高さが逆にバリアになってしまうのではないか。積極的に推奨できるように表現を見直してはどうか。	○「等」にはアドバイザー協議なども含まれているため、表現はこのままとするが、窓口で配布するパンフレットなどで、表現を工夫する。

5	文京区景観計画の見直しについて	**●公共建築物等の景観配慮事項** P.117 の公共建築物等について、シンボル性のあるデザインを景観計画において求めるのは慎重にすべきではないか。 公共建築物等の景観配慮事項の順番について、「周辺に歴史の趣が～」や追加した赤で書かれた２つを上位にして、接道の緑化は下にしてはどうか。 公共建築物は区として先導的にやっていくことや、歴史・文化の建物に対する尊重や継続について触れても良いのではないか。	○シンボル性という表現を、「親しみやすく愛着が感じられる」に変更する。 ○公共建築物等の景観配慮事項の順番については、重要なものから順に並び変え、整理する。
6		**●公園等の景観配慮事項** P.118 の公園等について、外周からとか周辺の道路から歩きながら見えている景観を大事にして計画整備を考えることを追加できないか。	○公園等の景観配慮事項に、外周道路からの見えている景観について追記する。なお、表現は「周囲に対して閉鎖的な空間にならないよう～」とする。
7		**●公共施設の夜間景観** P.118 の公共施設の公園のところで、防犯というか安全安心を確保した上で温かみのある色温度の照明を使うことを書いても良いのではないか。 防犯灯の LED の輝度が高く気になっている。道路照明や防犯灯など公共施設側についても踏み込めないか。 色温度を低くすると防犯性に心配の声が上がるというのは理解できるので、「防犯性を意識した上で」などの記載が必要ではないか。	○P.120 の公共施設のその他の景観配慮事項において、「～その場にふさわしい光による魅力づくりに配慮します。」とする。

8	文京区景観計画の見直しについて	**●３章の構成等** P.49 のフロー図を頼りに設計者は自分が守るべきこと、大事にすべきことを考えていくと思うので、分かりやすく細かいとこに入っていけるような構成になると良いのではないか。 フロー図は矢印が多くて直感的に理解しにくい。地区限定基準は、特別な地区なので、基本方針と関係させなくても良いのではないか。 対象のエリアを調べて、基準を見に行った時、「坂道基準」などの場所が分かりにくいので、目立つようにできないか。	○３章の内容をふまえ、フロー図の構成をシンプルにする。 ○坂道基準などの見出しを目立つようにする。
9	文京区屋外広告物景観ガイドラインの見直しについて	**●紙面デザイン** 資料のデザインがもう少し余白もうまく使いながら文字も見やすいレイアウトにできないか（特にP.6～8）。内容はよくできているが、情報量を整理してビジュアル的にも写真とか図表を大きくしてもいいのではないか。 予算かけてやらないとできない話なので、それは引き続き考えてデジタルの中でアップデートするのが良いのではないか。	○大きな構成は変更していないが、ページの余白の調整、主従のメリハリ（色彩・デザイン・フォント等）等により、全体的にシンプルで、伝わりやすいデザインとする。 ○ベースとなる色彩を抑えつつ、「種類別」「共通」「特に配慮すべき地域」のカラーを設定し、色彩により紙面構成が伝わるようにする。 ○P.8 の図に記載の文言を、極力少なくした。（運用上、これ以上減らすことは不可と考えている。） ○P.4～13 の各項目の冒頭文は、強調したい箇所を太字・下線で読みやすくする。
10		**●ガイドラインの狙い** 今回ビルオーナーの皆様へということで追加いただいたのはすごくよい。 ガイドラインの書き方として文京区側から書くというよりは、出す側（事業者側）からの視点で書い	○P.1 のガイドラインの狙いの冒頭文及び方針３について、デザイン本来の価値や事業者へのメリットが伝わる内容に見直す。

		た時に、「良いデザインの方が訴求力高まり、良好な街並みを作っていく」というメリットが伝わるような書き方にしてはどうか。 以前は、広告物は目立てばよいと言われてきたが、それが地域に馴染んでいい感じで、お客さんが行きたくなる、入りたくなるという心情とは一致しないことが国交省の資料でも明文化されている。文京区にふさわしく目立ってください、そしてお客さんを呼び込んでくださいっていうメッセージが伝わると良いのではないか。	
11	文京区屋外広告物景観ガイドラインの見直しについて	**●特徴的な地区** 「特徴的な地区」というのは「文京区らしい」と同義なので、「特に配慮すべき地区」などに名称を変えた方が良いのではないか。また、幹線道路や神田川（骨格）もいれるべきではないか。	○「特徴的な地区」は「特に配慮すべき地区」に変更する。 ○文京区においては、拠点の中に幹線道路や神田川が含まれている（幹線道路：全て、神田川：飯田橋・御茶ノ水・江戸川橋）。また、その他の幹線道路等については、基本的に一般的な景観配慮事項を守って頂くことで対応可能と考えている。（他都市のように幹線道路沿いに大きな地上設置広告物等の掲出は見られないことなど）そのため、対象地区は現状のままとしたい。
12		**●対象となる屋外広告物の種類** P.2 に種類別の広告の分かりやすい例が載っている。頭ではこれは種類を表現しているものだと理解するが、パッと見てこれぐらいたくさん広告物を出してもいいような印象を受ける。街の中に広告物があるような表現の方が誤解されにくいのではないか。 デジタルサイネージは場所ではなくて表現なので同じような色で書いてあると少し紛らわしいので、色を他のものと変えて表現した方が分かりやすのではないか。	○街並みの図に変更する。 ○デジタルサイネージだけでなく、広告物の種類で色分けをする。

13		**●ミクロからマクロの図** P.3の下の図が分かりにくい。 基本方針とガイドラインの狙いの内容が重複する部分もあるので、基本方針はなくてもよいのではないか。	○広告物、建築物、街並みのイラストを用いて、ミクロからマクロの視点における屋外広告物のあり方をわかりやすく伝える図とする。 ○基本方針は景観計画に書かれているが、重要な内容のためこのまま残し、事業者等にしっかり確認いただきたいと考えている。地域振興や地域ルールの活用などの記載もあるため。
14	文京区屋外広告物景観ガイドラインの見直しについて	**●景観配慮事項の表現** 種類別配慮事項で「スカイラインを乱さない」や「窓面・壁面を隠さない」など否定的な表現になっているので、例えば「スカイラインを活かす」や「壁面・窓面を活かす」など建築自体の良さを引き出すようなポジティブな見え方となるよう工夫した方が良いのではないか。	○ポジティブな表現に修正する。 ・街並みのスカイラインを活かす ・壁面線を整える　　など
15		**●パブリック・アート** P.7は仮囲いだけではなく、建物のファサードなども含めてもう少し広くアートの対象物を捉えても良いのではないか。	○アートは広告物の協議対象ではないが、一定の景観への配慮と、積極的に賑わいを創出していくプラスの要素もあるため、コラムとして紹介している。
16		**●日本の伝統色** P.9の「日本の伝統色など参考にする」とあるが、伝統色は後付けの流行色的な側面もあるファジーなものなので、「日本の伝統色なども参考にする」程度で良いのではないか。	○「日本の伝統色なども参考にする」に変更する。